



2019年5月14日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 代永 衛  
(コード番号 3803)  
問 合 せ 先 常務取締役経営管理室長 佐藤 将夫  
(TEL:03-5217-7811)

### 東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、2019年5月14日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

#### 記

当社は、2019年2月12日に公表いたしました「第三者委員会の調査報告書受領と今後の対応に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査及び会計監査人の調査の結果、当社のコンサルティング売上及び2013年8月に持分法適用関連会社化し、2015年3月に株式譲渡による持分法適用除外をいたしました株式会社北栄に関して、貸倒引当金計上の時期及びのれんの償却に関して不適切な会計処理が認められました。

その結果、2014年3月期から2018年3月期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明し、2019年3月8日に過年度の決算短信等の訂正を開示いたしました。

このような開示が行われた背景・原因として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・将来の計上が見込まれていた売上について、当時の取締役関与の下、事後的に締結した別の契約に係る契約書等を根拠として、当該別の契約に係る売上として前倒し計上したこと
- ・当社の関連会社に対する滞留債権について、債務者でない当社社長が弁済を行っていたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかったこと
- ・買収した企業に係る、のれんの償却期間を当初決定した5年から10年に明確な根拠なく変更したこと

こうした開示が行われた背景として、本件では以下の点が認められました。

- ・法令及び社内ルールを遵守する意識が醸成されておらず、当社社長を筆頭に取締役らのコンプライアンス意識が希薄であったこと
- ・当社社長を含む取締役2名のみで取締役会を開催し、企業買収等の重要な事項を決議するなど、当社の牽制機能や監督体制に機能不全があったこと
- ・当社管理部門の人員体制が脆弱であり、会計処理について十分な検討を行える体制が整備されていないこと

以上を踏まえると、本件は開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要すると認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、当社の適時開示を行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることとなりました。

以 上